午後2時10分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は、申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第1号議案平成24年度朝倉市一般会計予算についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第2号議案平成24年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題と いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第3号議案平成24年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第4号議案平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第5号議案平成24年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第6号議案平成24年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第7号議案平成24年度朝倉市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第8号議案平成24年度朝倉市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とい たします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第9号議案平成24年度朝倉市個別排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第10号議案平成24年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とい たします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第11号議案平成24年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第12号議案平成24年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第13号議案平成23年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。9番田中保光議員。

〇9番(田中保光君) 何点かお尋ねをしたいと思いますが、まず、第1点目は、債務負担行為の補正でお尋ねをいたします。

予算書の8ページでございますが、変更の部分で基幹系システム使用料の債務負担行為が出されておったわけですが、3億58万6,000円、これが、変更では6,897万3,000円ということで、開始前から非常に大きな金額で変更になっておりますが、どういうかかわりでの変更なのかお尋ねをします。

それから、地方債の関係ですけれども、緊急防災・減災事業債というのはどういう事業 に当てはまる起債なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1点は、交付税が約3億円、補正がプラスでされています。反面、財政調整基金が約1億1,000万円減額がされよりますが、この交付税が保留分を3億円上げられたのか、追加で来たのか。それと、臨時財政対策債、このかかわりが何かあるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

〇議長(手嶋源五君) 企画政策課長。

○企画政策課長(秋穂修實君) 1点目の債務負担行為の補正でございます。補正予算書の8ページのとこですが、これは基幹系システム使用料の限度額の変更について提案させていただいております。期間は変わりませんが、変更前の3億58万6,000円を変更後に6,897万3,000円とさせていただいております。

これは、当初住民基本台帳法の法改正、それから、施行への対応に伴いまして、システム全体を23年度と25年度に分割して入れかえるように計画をしておりました。

変更前の金額を債務負担計上しておりましたが、23年度当初にIT資産全体の入れかえ を検討していく中で、現在の基幹系と情報系に分かれていますネットワーク形態を見直し、 これを一本化していくことといたしましたため、あわせてシステムの入れかえ計画を変更 し、債務負担行為額を変更しました。

それから、ここには、「一時」というのを書いておけばよかったのですけど、24年度の 予算書のほうには、9ページになりますが、ここで、こんどは債務負担行為の期間を変え た分の基幹系システム第2次使用料ということで、3億2,022万円ほどここで債務負担行 為をさせていただいております。以上です。

〇議長(手嶋源五君) 総務財政課長。

○総務財政課長(堀内善文君) 2点目の地方債の補正について私のほうから御説明申し上げたいと思います。

9ページの緊急防災・減災事業債として7億1,150万円計上をさせてもらっております。 これは国の3次補正で、朝倉市の場合でしたら24年度の当初予算で計画しておりました 4つの小中学校の体育館の建てかえと改修費です。

その分が国の3次補正の補正予算になりましたので、それに伴います補正予算債がこの緊急防災・減災事業債というものになりまして、交付税措置が、補助の場合は80%、単独の場合は70%という有利なものでございましたので、こちらを借りさせていただきたいと思っております。

それから、3点目の交付税の額でございますが、3億円程度の補正をしております。これは、普通交付税が額の確定に伴いまして今回補正するものでございます。23年度の当初予算の編成するときには、普通交付税と特別交付税の率が変わるという形で当初予算を計上しておりました。

地方交付税総額の中で、一般的には6%が特別交付税、ですから、普通交付税は94%と6%というような割合だったのが1%減りまして、特別交付税は5%になるという予定でございましたが、大震災の影響で、その制度が3年延びました。そういう関係と、臨時財政対策債が1億円程度借りられなくなったという形の総合的に調整しまして、約3億円補正するというものでございます。

- **〇議長(手嶋源五君**) 9番田中保光議員。
- **〇9番(田中保光君)** さっきの緊急防災・減災事業債は多分学校関係の分ではないかな と思っていたのですが、市債の説明のところに債務が減る「減債」が入っていたものです から、説明がなっているわけです。

市債のところの説明が、23ページの説明欄の上から1、2、3、4行目です。緊急防災・減災が債務の「減債」になっているのです。これは災害のほうの「減災」でいいわけでしょ。だからお聞きしたのですけれども。

それと、もう1点、農業振興課にお尋ねしますが、県の補助事業であります活力ある高収益型園芸産地育成事業が3,800万円ほど減額されています。これは使用者がないということでしょうか。使い勝手の関係でしょうか。そこあたりで減額されている理由をお聞きしたいと思います。

- 〇議長(手嶋源五君) 総務財政課長。
- **〇総務財政課長(堀内善文君)** 最初の23ページの説明欄のところで、御指摘のとおりでございます。大変申しわけございません。
- 〇議長(手嶋源五君) 農業振興課長。
- 〇農業振興課長(熊谷鉄夫君) 活力高収益の約3,800万円の減の計上をさせていただいているものでございますけれども、一つには、実施を希望する4つの団体、ほとんどがハウス設置でございましたけれども、その構成員の方々が、要は使い古しと申しますか、ネギハウスをやめられた方のものを使用したこと、それから、もう一つは入札減ということになりますけれども、私ども朝倉市では、この活力ある高収益事業は福岡県の単独事業として一番の人気を誇っております。

県の予算の状況によりましては翌々年に回されたりすることもございますので、もし余りましたときは、ぜひとも朝倉市に声をかけてくださいというお願いをしております。

現にことしも実は5件、24年度要望分が内示として来たわけでございますけれども、そのうちの1件、4件は1,800万円程度させていただきましたが、1件、4千何百万円程度のハウスが、人気事業とは申しましても5割の補助でございますので、残りの2千数百万円が自己負担となるわけでございます。

制度資金を活用する方々でございましたので、間に合わなくて今回、従来どおりの本当 の24年度事業に回すということで、今回は使い勝手とかではなくて、実際お声があって使 いたかったのですけれども、残念ながら事情によって使えなかったということでございま す。以上でございます。

- 〇議長(手嶋源五君) 9番田中保光議員。
- **〇9番(田中保光君)** この関係が、どうも話を聞きますと、あれは3人ぐらいグループでないと、この事業が活用できないと。それで、活用したいけれども、なかなかその辺が作付の種類の違いとかなかなかグループの3人というのができづらいから、もう少し使い勝手はよくならないということですけれども、これは県の事業の関係があるから非常に難しいと思いますけれども。

できれば今後、やっぱり後継者育成、そういう面から考えると、もう少し使い勝手のいいようになるようにひとつ県のほうにも働きかけていただければなおいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いしておきたいと思いますが、お考えを聞きたいと思います。

- 〇議長(手嶋源五君) 農業振興課長。
- 〇農業振興課長(熊谷鉄夫君) 基本的には活力ある高収益型園芸産地育成事業は3人以上の集団体制と、それから、平成14年度から国が認定農業者、国も県もですけれども、認定農業者の育成に本腰を入れ始めました。14年度から認定農業者につきましては個人でもできるようになっております。(発言する者あり)
- 一応そういう形で実態は、認定農業者になれば1人でもできますし、そうじゃなければ 3人以上の組合と、しかも作付が違うものは御遠慮願うというような形になります。

中山間地においては認定農業者は2分の1ですけれども、平野部においては3分の1といったぐあいで、補助率にも差があるところでございまして、おっしゃってある使い勝手の点では、なかなか規模がまとまらずに、制度資金だけを活用してしたという話も聞いておりますので、できる限りそういうふうになるように、うちのほうでも認定農業者の育成にも努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(手嶋源五君) ほかに。14番平田悌子議員。
- **〇14番(平田悌子君)** 3款2項3目の学童保育所の件ですが、施設管理費に113万円ほど組んでございますが、これはどのような事業に使われるのでしょうか。28ページでございます。
- 〇議長(手嶋源五君) 福祉事務所長。
- ○福祉事務所長(三宅 明君) お尋ねの28ページ、3款2項3目児童福祉施設管理費の中の説明欄の学童保育施設管理費113万円のお尋ねかというふうに思います。これは、平成22年度に実施をいたしました事業、いわゆる県の補助事業でございますので、それの精算返納金でございます。
- ○議長(手嶋源五君) ほかに。12番桑野博明議員。
- **〇12番(桑野博明君)** 国の第3次補正予算に伴って、小中学校耐震大規模の改修の補正がされております。繰越明許という形になっているのですが、当初、財源としていた合併

特例債と今回の第3次補正の国庫支出金の違いといいますか、どういうふうに、同じなのか、違うのかというのを、財源のことを聞きたいと思います。

- 〇議長(手嶋源五君) 総務財政課長。
- **〇総務財政課長(堀内善文君)** 補助金のほうは教育課のほうが管轄しておりますので、 そちらで報告しますけど、私のほうでは財源の中の起債のほうだけ御説明したいと思います。

先ほど少し御説明申し上げましたけど、合併特例債でした場合には、起債が借りれるのが、補助金を引いた残りから95%でございまして、それに対して7割が交付税措置が来るというのが合併特例債でございます。

今回の減災防災、起債で借りましたら充当率が100%、補助金を除いた以外に100%起債が借りられまして、それに対しまして補助事業は8割が交付税で措置される。単独事業については7割がされるという合併特例債よりも若干有利というものでございます。

- 〇議長(手嶋源五君)桑野博明議員、いいですか。教育課長。
- **〇教育課長(高木昌己君)** 国庫補助金につきましては、学校施設建設費ということで国 庫補助金をするようになっております。当初、補正予算にもありますように、建設負担金 の国庫補助で行っていたものを、先ほどから出ております緊急防災・減災事業債を充当す るように変わるということでございます。
- ○議長(手嶋源五君) 12番桑野博明議員。
- **O12番**(桑野博明君) わかりました。

総務財政のほうに実はお願いなのですが、先ほど9番議員で質問がありました基幹系システムの使用料の要はあらわし方なのですが、債務負担行為の変更のあらわし方なのですが、実は、事項とか期間というのは全然まるっきり一緒なのです。これだけ見ると、さすが朝倉市は行財政改革で2億何千万円も削減したのだというふうに実は勘違いするのです。本来ならば、先ほど説明があったように、24年度に25年度から債務負担行為をまたするのです。ですから、24年度だけの話なのです。ですから、その表現は勘違いしないように明確にしてほしいなというふうに思っているのですが。

- 〇議長(手嶋源五君) 総務財政課長。
- **〇総務財政課長(堀内善文君)** 今回の場合は同じような名前で本当に申しわけないと思います。

当初予算書の事項別明細書のしっぽのほうについていますものには23年度起こしたもの、 24年度起こしたものという形で括弧書きでわかるようにはしております。以後気をつけた いと思います。

- 〇議長(手嶋源五君) ほかに。18番実藤輝夫議員。
- **○18番(実藤輝夫君)** 15ページ、地方交付税の先ほどの関連もありますが、当然その中

に目新しいのも出てきました。確認をしておきます。

まず、第1番目には3億100万円何がしか、これは純然たる歳入減として考えていいかどうか。2番目は、23年度当初で94対6という形で予算計上したけども、震災の関係で95対5にまた戻っちゃったと、その予定でしたのだけどもまた元に戻ったと、明確にします。そうすると、先ほどの臨時財政対策債が1億円何がしか借りれなくなりましたということがありました。これは、今後の朝倉市の財政の歳入の部分においてかなめになる部分でもありますし、これも国の変更というものが、先ほどの何対何の話は3年という形でしたけども、臨時財政対策債については初めてこういう措置がとられたのではないかと記憶しております。

旧甘木市時代から朝倉市に関しては全額臨時財政対策債で対応した部分がありましたが、 そこあたり私の聞き間違いもありますし、歳入のあり方というものが、この補正予算で国 の方針が変わってきた、あるいはまた、3年間の経過措置というような形になってきた、 ここは明確にしておかないと、今後の財政計画にもかかわると思いますし、もう一度わか りやすく説明していただきたいと思います。

〇議長(手嶋源五君) 総務財政課長。

○総務財政課長(堀内善文君) 当初予算を計上するときは、先ほど言いましたふつう交付税と特別交付税の分は94対6を95対5で計上しておりまして、今回の補正は、特別交付税のほうはまだ補正しておりませんので確定しておりません、現時点では。確定しておりますのは普通交付税のほうが確定したという形です。

そして、国の23年の地方財政計画のときには、特別交付税が減る分は、普通交付税で財源補てんをしますという考え方でございましたので、その分を普通交付税のほうに上乗せした形で計上しておりました。というのがまず第1点でございます。そして、先ほど言いましたように、3年間延長になった。

それともう1点、臨時財政対策債の考え方といいますのは、御存じかと思いますけど、 臨時財政対策債と普通交付税を足して一緒になっておりますので、普通交付税を計算する ときに臨時財政対策を引く計算があります。ですから、その分で臨財債が減れば普通交付 税がふえるというような形に結果的になるわけでございます。

それと、制度が少し数年前から変わりまして、今までは臨時財政対策債というのは、一般的な国の伸び率を地方にかければそれでいいということになりましたが、2年か3年ほど前から財源不足方式というのがありまして、一般的な率と、それから、財源が苦しいところ、財政力が弱いところに起債を借りるのはきついという形で、そこら辺で地方によって借りる額が変わる形になりまして、私どものは一般的な率を掛けておりましたら若干そこが1億円程度差が出てきたという形で誤差が出てきておるところがございます。そういうことでございます。

〇議長(手嶋源五君) 18番実藤輝夫議員。

○18番(実藤輝夫君) 一番最初に質問した単純に考えてこの財政の歳入3億100万円何がしが単純に減として考えていいかというわかりやすい質問だと思うのだけど、そうではないということで、もう少し詳しく説明せないかんならばしてくださいということで先ほど質問をしたわけ。

なかなか専門用語も出てくるしわかりにくいのだけども、議員の立場からすると、こういう形が出てきたというのは余りケースが今まででもなかったので、こういうのは十分に 議員としても認識をしておかないかんということです。

だから、この減額がこのまま減額どおり歳入減として考えられるのかという形をわかり やすくもう1回説明してください。

- 〇議長(手嶋源五君) 総務財政課長。
- **〇総務財政課長(堀内善文君**) 地方交付税の補正でございますが、15ページは補正額は 3億円のプラスでございます。減ではございません。

私どもの当初予算の交付税の考え方ですが、一般的に歳入と歳出を合わせるときに財源が足りない場合は、財政調整基金とかほかの基金で歳入歳出を合わせるわけでございますが、23年度当初予算におきましては歳入と歳出を計上しましたところ、歳入のほうが上回っておりました。ですから、その分を普通交付税を一部保留するという形でとっておりまして、その分を補正のたびに出したりとか、3月になりますと残りを全部今回計上させたという形でございましてプラスでございます。

- 〇議長(手嶋源五君) 18番実藤輝夫議員。
- **○18番(実藤輝夫君)** プラスとマイナスの考え方、私が勘違いしたところがありました。 訂正しておきます。

こういうケースは今後も考えられていくケースなのでしょうか。その国の方針が3年間 の経過措置というのが出てきますけど、今後こういう形で補正が出てくる可能性はあるの かどうか。最初、当初予算で出したものが、このような形でかなり臨時財政対策債の分も 含めて出てくるのかどうか、これをひとつ一般会計の審査をしていかないかん中での頭の どこかに置いておかないかんと思いますので、再度お願いいたしたいと思います。

- 〇議長(手嶋源五君) 総務財政課長。
- **〇総務財政課長(堀内善文君)** 先ほど申し上げましたように、普通交付税と臨財債の考え方でございますが、入出を、今までが、過去も、甘木市時代からもそうでございますが、補正用の財源のために普通交付税を一部留保してきておるということがありまして、その経過がずっと来ておりました。

そして、臨財債は、確かに今のは地財で見える数字で、見込の形で満額これは計上して おります。24年度もしておりますが、7月に最終的な計算が示されます。上昇の率も示さ れまして、そこでプラスマイナスがあり得るということでございます。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第14号議案平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第15号議案平成23年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第16号議案平成23年度朝倉市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを 議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第17号議案平成23年度朝倉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第18号議案平成23年度朝倉市個別排水事業特別会計補正予算(第2号)について を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第19号議案朝倉市まちづくり審議会条例等の一部を改正する条例の制定について を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第20号議案朝倉市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第21号議案朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。10番大庭きみ子議員。

- **O10番(大庭きみ子君)** 特別職ということで、これは市長の給与かと思いますが、この時期にこの条例を改正される目的を教えてください。
- 〇議長(手嶋源五君) 人事秘書課長。
- **○人事秘書課長(安部裕志君)** この件につきましては、高額療養費の未請求問題にかか わるものでございます。
- ○議長(手嶋源五君) 10番大庭きみ子議員。
- **O10番(大庭きみ子君)** 高額医療の未請求問題に関して責任をとられるという意味なのですか。お尋ねします。
- 〇議長(手嶋源五君) 総務部長。
- **〇総務部長(渡邉義明君)** この件に関しましては、高額療養費の未請求問題について、 市民の皆さんに市長として御心配と御迷惑をおかけしたということで、3カ月間10%の減額ということの意味の提案でございます。以上でございます。
- ○議長(手嶋源五君) 10番大庭きみ子議員。
- **〇10番(大庭きみ子君)** 市長として責任をとられるということでございますが、じゃ、 副市長のほうはどういうふうに対応されるのですか。
- 〇議長(手嶋源五君) 市長。
- **〇市長(森田俊介君)** 市のトップとして、私がそのことについて責任をとりますので、 副市長については措置はしておりません。
- 〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第22号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。14番平田悌子議員。

- **〇14番(平田悌子君)** 2点について増税のようですが、附則第16号の2第1項がわかりませんでしたので、この件について詳しく説明をお願いします。
- 〇議長(手嶋源五君) 税務課長。
- ○税務課長(原 憲児君) 大変申しわけございません。もう一度よろしいでしょうか。
- 〇議長(手嶋源五君) 14番平田悌子議員。
- **○14番(平田悌子君)** 再度申し上げます。26ページの件ですが、第9条を削除の後に附

則第16条の2項第1項中というのがありますが、この附則第16条の2第1項というのはど ういうものであるかを説明願います。

- 〇議長(手嶋源五君) 市民環境部長。
- **〇市民環境部長(高瀬健次君)** 附則第16条の2といいますのは、たばこ税の第3級品の 税率の変更でございます。
- 〇議長(手嶋源五君) 14番平田悌子議員。
- **○14番(平田悌子君)** たばこ税は第95条の中で1,000本につき5,262円に改めると私は解釈したのですが、その下の、それの詳しいことですか。
- 〇議長(手嶋源五君) 市民環境部長。
- **〇市民環境部長(高瀬健次君)** たばこ税につきましては、旧3級品と旧3級品以外の2種類があるということでございますので、95条につきましては旧3級品以外のもので附則第16条第2につきましては旧3級品の税額でございます。
- **〇議長(手嶋源五君)** よろしいですか。(「はい。わかりました。」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第23号議案朝倉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。10番大庭きみ子議員。

O10番(大庭きみ子君) 2点質問をさせていただきます。

条例の中に使用料の減免というのがございますが、この減免について、市長が公益上特に必要があると認めたときは使用料を減額し、または免除することができると第15条にうたってございます。この内容が今の公民館の使用規則に準じているのでしょうか、お尋ねいたします。

もう1点でございますが、指定管理者の指定で第23条(発言する者あり)失礼しました。 訂正いたします。28号議案のほうで質問をさせていただきます。済みません。

- **〇議長(手嶋源五君)** 23号議案はよろしいですか。
- 〇10番(大庭きみ子君) はい。
- 〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第24号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい たします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第25号議案朝倉市火葬施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい たします。

質疑はありませんか。9番田中保光議員。

〇9番(田中保光君) この条例は、旧甘木市区域を朝倉市全域に変えるという内容の条例改正でありますが、この区域を変えるということに対して関係地元との調整は何かされておるのか。

思い浮かべますと、ちょうど30年ほどぐらい前にあの火葬場が建ったわけですけれども、 旧甘木市区域内というのが原則的になっておったわけでありますので、条例改正後いろい ろ問題が発生しては困りますので、その辺の調整がなされておるのかお聞きしたいと思い ます。

- 〇議長(手嶋源五君) 市民環境部長。
- **〇市民環境部長(高瀬健次君)** 議員御指摘の部分でございますが、甘木火葬場を使用することにつきましては、地元の管理委員会と事前協議をしております。以上でございます。
- **〇議長(手嶋源五君)** よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第26号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。14番平田悌子議員。

O14番(平田悌子君) まず、2点質問いたします。

これは、対象者が世帯主であるのか、個人を対象としているのか、家族の中にこういう 人がいたらという配慮なのか。

それから、2点目ですが、ただし書きがございます。改正した部分ですが、このただし書きの判断が非常に難しいと思います。

最後に「市長は入居の申し込みをした者が前項ただし書きに規定する者に該当するかど うかを判断し」ということで、非常にここらあたりの判断が難しくて、法律が変わっても、 かえってこのようなはっきりした書き方をすれば、受ける住民側からしますと何となく規 定されそうな感じがいたしますが、そのあたりの判断についてお尋ねします。

- 〇議長(手嶋源五君) 都市計画課長。
- **〇都市計画課長(末次和幸君)** 第1点でございますが、老人、身体障害者、その他の特に移住の安否を図る必要がある者として、政令第6条第1項で定める者として規定された者が削除されますので、そのために老人等の単身入居の資格の要件を条例で規定するものでございます。及び文言等の整理でございます。以上です。

〇議長(手嶋源五君) 課長、2つ目は。

部長、もうちょっときれいな答弁を。

都市計画課長。

- **〇都市計画課長(末次和幸君)** これは法律に沿って条例を定めたものでございますので、この文言になっております。以上です。
- 〇議長(手嶋源五君) 14番平田悌子議員。
- **○14番(平田悌子君)** 条例は、私は各自治体のものであると思っていますが、まずはそこがちょっと、それで朝倉市のお考えを聞いているのですが、この読み取り方ですが、まず、この60歳以上とか、60歳以上はわかるのですが、私が特に心配していますのは、身体障害者とか、それから、精神障害者とか知的障害者が入居のバリアがある実態もあると思いますが、そのような方が世帯主とか単身で入る場合に該当するのか、この解釈です。家族の中にいればそうではないのかというのが1点と。

ただし書きの部分で非常に、こんな表現をしていいのかわかりませんが、グレーゾーンというのか、こちらはいい、こちらが悪いという判断しがたい部分があると思うのです。 常時介護が必要であるとかないとかいったときに、例えば介護保険制度でも在宅で生活するような介護保険制度ができているときに、そこでどうなのか判断するとき、市長の判断を請うとなっていますが、そのあたりが余り明確なされたばかりに入りにくいのではないかなという危惧を描いていますが、条例をつくる際にはどのような判断をなさったかをお尋ねします。

- 〇議長(手嶋源五君) 答弁は。都市計画課長。
- **〇都市建設部長(高良 寛君)** 内容について、現時点で、この場でお答えできませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第27号議案朝倉市杷木定住促進住宅団地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。 次に、第28号議案朝倉市甘木地域センター条例の制定についてを議題といたします。 質疑はありませんか。10番大庭きみ子議員。
- **○10番(大庭きみ子君)** 2点ほど質問をさせていただきます。 朝倉市甘木地域センターができるという条例でございますが、その中で第15条、使用料

の減免という項目がございます。今の甘木町は公民館がございまして、この地域センターができるときに受益者負担として町全体で6,000万円の負担をいたしております。

町の人が使う場合は、公民館の場合、無料で使えておりましたので、この中で「公益上特に必要があると認めたときは」というふうにうたってございますが、使用料を減免し、また、免除をすることができると、こういうことは町の人が使う場合にはもちろんこれは該当すると思うのですが、このあたりの何か附則なり細則とかいうのができているのでしょうか、お尋ねいたします。

- 〇議長(手嶋源五君) コミュニティ推進室長。
- **〇コミュニティ推進室長(田篭和明君)** お尋ねの45ページの第15条、使用料の減免でございますが、条例ではここまでしかうたっておりませんけど、甘木地域センター条例の施行規則の中で詳しく減免はうたっていきたいと思っております。

基本的には、今、地域の方が使ってある分についてはそのまま減免というふうに考えて おります。以上でございます。

- ○議長(手嶋源五君) 10番大庭きみ子議員。
- **〇10番(大庭きみ子君**) ぜひそのように取り計らいよろしくお願いいたします。

それと、もう1点、指定管理者による管理というのが第21条にございます。この中では 指定管理者に管理を行わせることができるというふうになっているのですが、これはいつ からのことを想定されているのでしょうか。

- **〇議長(手嶋源五君)** コミュニティ推進室長。
- **〇コミュニティ推進室長(田篭和明君)** この分につきましては、将来的に甘木地域センターが指定管理制度を利用して地域の団体等に管理をできる状況になりましたら、そのときの条例でございますので、今すぐこれをするということではございません。
- ○議長(手嶋源五君) ほかに。15番田中哲也議員。
- **〇15番(田中哲也君)** 第3条の中のことについてお尋ねします。
- (1)で開館時間が8時30分から午後10時ということになっておりますが、5条では、職員のところでセンターに事務局長、その他必要な職員を置くということが書いてありますが、一般的に今までの使用管理者、何時から何時までそこを管理するというか、公民館長がされておったのか何かはっきりわかりませんが、平常時間以上、いわゆる10時までの管理者はだれがするのか、職員がそのままおって管理をするのか、それがどういうことなのかをお尋ねしたいと思います。
- **〇議長(手嶋源五君)** コミュニティ推進室長。
- **〇コミュニティ推進室長(田篭和明君)** ここに、42ページの第3条の開館時間及び休館時間につきましては、1号では開館時間を午前8時30分から午後10時まで、それから、休館日につきましては毎月第3日曜日及び12月の29日から翌年1月3日としておりますけど、これにつきましては、今、公民館条例と同等の開館時間、休館日としております。

この甘木地域センターができましたならば、午前8時30分から5時までにつきましては、 第5条に上げておりますセンターの事務職員が行いまして、それ以降につきましてはシル バー人材センター等に管理のほうを委託したいというふうに考えております。

〇議長(手嶋源五君) 15番田中哲也議員。

O15番(田中哲也君) それでは、今現在どういう形でここの管理がなされておるか私も 承知しておりませんけれども、今はどんな格好でされておるのか。そして、もしそれが今 言われますシルバー人材センターに委託するということですが、今おられる方の職がなく なるというのか、そういうのはどういう形でされておるのですか。

〇議長(手嶋源五君) コミュニティ推進室長。

〇コミュニティ推進室長(田篭和明君) 今、現在、甘木公民館は管理人の方がおられて、 5時以降とか土曜日曜日あたりは管理をされております。

ただ、この甘木地域センターを建設するに当たりまして、あとどのように管理していくのかということで地元の建設推進委員会とも協議をいたしまして、管理人はできてからは置かなくて、あとは機械警備等でやっていきたいというふうに協議を行っているところでございます。

今の管理人さんにつきましては、ことしの8月までで管理については終了しますという ことでお話をさせていただいております。

〇議長(手嶋源五君) 15番田中哲也議員。

○15番(田中哲也君) 私が思うのは、ここは甘木地域のセンターですが、いわゆる25年度から各地区がコミュニティになるわけです。私たちの上秋月の例を申し上げますと、管理人がおられるわけです。その人たちが、コミュニティになった場合に職がなくなるというのですか、そういうことの懸念もありますものですから、こういう質問をしましたけれども、今、管理されておる方との8月から以降の話は、協議はできておるとですか。

〇議長(手嶋源五君) コミュニティ推進室長。

〇コミュニティ推進室長(田篭和明君) 当初、甘木地域センターの建設がことしの3月末ぐらいででき上がるということでございましたので、昨年度は、ことしの3月までで管理人の委託契約が終わりますよということでお話しておったのですが、またこれが少し伸びておりますので、8月までということでお願いをしておりますので。

なかなか向こうとしましては、今、公民館の中に住んでおられますので、出ていくに当たっては幾らか補償あたりをもらいたいというような希望もあっておりますが、今の市の契約としましては、そういうことができないということでお伝えはしております。以上でございます。

○議長(手嶋源五君) ほかに。12番桑野博明議員。

〇12番(桑野博明君) 済みません。甘木地域センターと、今ある甘木公民館の、甘木地域コミュニティセンターという形になるのですか、それが同居する形というふうに私は認

識をしておるのですが、その辺のすみ分けはどういうふうになるのかなというのが、規則のほうで出るのか、条例のほうでは、こっち側の地域センターのほうしかないので、そのすみ分けといいますか、それがわからないのですが、規則のほうでするのかどうかをお伺いします。

〇議長(手嶋源五君) コミュニティ推進室長。

〇コミュニティ推進室長(田篭和明君) この甘木地域センターができまして、その施設 の位置づけをどういうふうにするのか、あとどこが管理するのかというのを庁内で検討を させていただきました。

施設につきましては、甘木地域にありますほかの10の公民館よりはもう一つ上の施設だろうということでございます。

それと、朝倉と杷木に生涯学習センターがございますけど、それと同等の施設ということで管理をしていきたいと考えております。

甘木地域の各公民館につきましては、平成25年度からコミュニティセンターということで名称を変更しまして、センター条例によって管理していくわけでございますが、この甘木地域センターはもう1つ上の施設ということで、この甘木地域センター条例によって管理運営をしていきたいというふうに考えております。だから、ほかの10の名称と、ここは変わるということでございます。

〇議長(手嶋源五君) 12番桑野博明議員。

O12番(桑野博明君) 余りわからなかったのですが、要は、今ある甘木公民館が、公民館条例が変わってコミュニティセンターになるのですが、そこはどうなるのですかという話、今度は逆の。

地域センターはわかるのです。地域センターはこういう位置づけですよというのはわかるのですが、そこで同居するというような形の中の甘木地域コミュニティ、公民館の後のコミュニティ事務局を置いたりどうこうというかたちになるのでしょ。それがどうなるのですかと聞きよるです。

〇議長(手嶋源五君) コミュニティ推進室長。

〇コミュニティ推進室長(田篭和明君) 今の甘木公民館を廃止しまして、今度9月から 今度甘木地域センターに変わります。その中でコミュニティ活動はやっていただくという ことで、中に「コミュニティセンター」というそういう名称は考えておりません。

〇議長(手嶋源五君) 12番桑野博明議員。

O12番(**桑野博明君**) 要はですね、先ほど言われた事業をやりますよと、免除しますよというのがあります。この位置づけは地域センターなので、もっと大きなことですよねと、ですから、例えば公民館活動をやっておるように、今、甘木の公民館活動をやっておりますが、ホールを使いますよというのがあったときに、ほかの人がどういうふうに入ってこれるのかなとかあるので、その位置づけはどうですかという話を聞いているのです。

ですから、今やっていらっしゃる公民館活動の中でホールを常に使っているという状況になったときに、もっと大きな位置づけの、例えば私がホールを借りたいといったときに、空きがあるとか、割り振りはどうなるのですかという話なのです。そういう位置づけはどうなっているのですかということを聞いているのです。わかりましたか。

わからなかったら後で聞きますけど。

- ○議長(手嶋源五君) コミュニティ推進室長。
- **〇コミュニティ推進室長(田篭和明君)** 実際あそこは多目的ホールなんかができますので、多目的ホールなんかにつきましては1年前から予約ができるというふうにしております。

それから、ほかの施設につきましては3カ月前から予約ができるということでございますので、地域で使う分もありますし、交流施設も兼ねておりますので、ほかの地域から借りる分もあると思いますので、それが余りバッティングしないようにしていきたいというふうに考えております。

〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。 次に、第29号議案朝倉市原鶴水辺広場条例の制定についてを議題といたします。 質疑はありませんか。19番梶原康嗣議員。
- **○19番(梶原康嗣君)** これは確認の意味を含めての質問をしますが、これは52ページ、第3条に、朝倉市原鶴水辺広場を利用する者、(4)で、最後に「駐停車をすること」とありますが、多分これには駐車場がついておるのじゃないかなと思いますが、これは駐車場のスペースといいますか、何台分駐車がされるのかが1点。

それから、これは広場を利用する者にだけこの駐車は限定するのかどうかをお尋ねします。

- 〇議長(手嶋源五君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(鶴田 浩君)** 駐車場の収容台数ということですが、白線で区切られますが、14台を予定しております。

それから、駐車ですが、この水辺広場を利用するための駐車場ということになりますので、利用者がとめるということになります。

ただ、水辺広場につきましては、筑後川の河畔につくるというようなことで、散策される方等もおられるだろうということがございますので、筑後川河畔の散策、そういったことに使われる場合につきましては、広場の利用というようなことにみなしたいということで、そういう方につきましては駐車場の利用がよいというふうに考えております。

〇議長(手嶋源五君) 19番梶原康嗣議員。

○19番(梶原康嗣君) これは当初の計画では、駐車場10何台の話は、私は最近これは聞

いたかなと思うておりますが、当初は多分四、五台分の駐車場ではなかったかなと、これ は私の思い違いかもしれませんが、思うておりますが、十数台の駐車場ができる、それも 利用する者に限られるということですが、従来ですと、そこのスペースには、周りにはい ろんな小売業、それから、飲食店、そういったものがいっぱいあります。温泉も含めて。

そういった方々に買い物とか、食べにいこうとか、ふろ入りに行こうとか、そういった 方々が、多分多くの方々が利用されておられたと思います。そういった方々の近くのそう いった活用的なものは、では、これは確認ですが、できないという見解でいいですか。

〇議長(手嶋源五君) 商工観光課長。

○商工観光課長(鶴田 浩君) 先ほどお答えいたしましたのは、筑後川河畔の散策はよろしいというふうに考えておるということですが、同じように温泉地域を散策する方については、駐車は、散策というようなことでよろしいのではないかというふうに考えております。

〇議長(手嶋源五君) 19番梶原康嗣議員。

O19番(梶原康嗣君) そういったことでごまかすじゃないばってんか、ぼかしたらいかんよ。やっぱりここは、その条例としてぴしゃっとした規定をつくるならば、そこ辺のすみ分けはちゃんとしておかんと、あやふやな利用者がやもすれば出てくるかもしれん。そういったときには行政がどのように判断していくのか、僕は今後の大きな問題になるのではないかなと心配しよるから言よるわけであって。

やっぱりそこ辺はぴちゃっとすみ分けをしておかんこつには、そこで散策する者も含めて、それは筑後川ののり面だろうと思いますが、そういったところに駐車してくださいというようなことで、例えば、私が冨田酒店に用があって、冨田君と話す中で、これは端的に言うと、駐車をする、駐車スペースがないき、人間はだれでも一番近くのところに車をとめたい、それは何でもそういった心理があるわけ。

そういったところで2時間も3時間も、やもすれば午前中いっぱいそこのスペースにひょっとしたらとめるかもしれん。そういった場合もあるが、そういったことも想定されると思いますので、そこら辺はちゃんとすみ分けをしとかんと。

じゃ、やもすれば、例えばある旅館においては、わざわざよその土地を、駐車場がないから、駐車場がわりに借って、年間400万円ぐらい払いよる旅館もおらっしゃるとやろ、年間400万円。そういった、やっぱりぴしゃっとそこら辺はしとかんと、今後いろいろと支障を来す問題になってくると僕は思いますが、もう一遍回答をお願いします。

〇議長(手嶋源五君) 農林商工部長。

〇農林商工部長(牟田芳高君) この想定としては、ただいま課長が申し上げたような形で現場としては考えておったわけです。今御意見いただきますように散策というような広い意味でとらえれば、どなたでもそこに通常利用するという形で置かれることが想定されます。

そういう中で、やはり台数的に、14台ということもございますし、広場の設置目的に沿った活用、駐車、こういったことで検討をしていかなきゃいかんなと、やっぱりそういう整理をせないかんなということを思っておるとこでございます。

〇議長(手嶋源五君) 19番梶原康嗣議員、3回終わりました。あとは個人でお願いします。

ほかに。15番田中哲也議員。

〇15番(田中哲也君) 今、19番議員の関係もしますけれども、まず、4条の利用許可に物品販売その他営業行為をすることで許可がされるようになっています。それに関連して、8条では、広場の使用料は無料とするということがなっております。

まずは、これは前々だったですか、冨田議員の一般質問の中にもあったと思いますけれども、原鶴の水辺公園で、あとの維持管理のいわゆる経費の問題も精査をするべきじゃなかったかというような意見だったと私は理解しておりますが、まずは、なぜ無料なのか。 それが1点です。

これが、維持管理が幾らぐらい今から先、ランニングコストとして要るのか。

それと、これが5月の15日から施行ということになっています。その5月の15日というのがどういう理由で、整備がそれまでにできるのかどうかわかりませんけれども、23年度の事業であれば24年の3月いっぱいで事業は完了することが本来だと思いますが、その点をまずはお尋ねしたいと思います。

〇議長(手嶋源五君) 商工観光課長。

○商工観光課長(鶴田 浩君) まず、利用料の件です。条例の目的は、観光産業の活性 化ということですが、具体的には原鶴温泉地の活性化を指しているところでございます。 原鶴地域振興計画におきましても温泉街の交流拠点ということで建設が始まったというこ とでございますが、議員おっしゃいますように、営利行為につきましては、市長の許可は 必要だけれども無料ということです。

この営利行為、営業行為につきましては、例えば日曜朝市やオープンカフェ、外での喫茶みたいなようなものというようなものが想定されます。原鶴温泉地のにぎわいを大いにつくり出していきたいというような意味でございます。そういうことで無料ということです。

それから、維持費ですが、どういう維持の経費がかかるかということですが、当面は清掃管理を考えております。公園の管理につきましては、旅館組合に協力をいただくということで話がなっておるところでございます。旅館組合に委託する予定でございますが、年間7万円を予定しているところでございます。

それから、3点目の施行日を5月15日ということでしたが、工事の竣工は3月末を予定しておったところなのですが、予期しない事態が生じました。といいますのは、工期の延長が必要となるということで、竣工は4月末ぐらいになるのではなかろうかというふうに

考えております。

一方では、5月20日に川開きがございますので、それ以前に条例施行の必要があるということで5月15日としたところなのですが、今申しました工期延長の理由なのですけれども、駐車場工事箇所の土中、空き地の中に多量のコンクリート片が埋没していることがわかりました。それから、井戸施設がわかりました。これらの産業廃棄物撤去のために設計変更契約、工事実施など対応期間が必要になったということでございます。

このため、予算の対応といたしましては、3月補正の中で繰越明許費補正を提案をさせていただいておるところでございます。以上です。

〇議長(手嶋源五君) 15番田中哲也議員。

O15番(田中哲也君) 実はこの無料は、都市公園法、この中では、公園は料金を取ったらいけないようなことだそうです。それでも朝倉市の公園条例の中では、11条には料金を取っていいようなことは明記されてあります。

そこで、この、例えば物品販売が、今言われました地域の地産地消なのか、そういう物産を売ることについては、それは当然そういうことだと思いますが、例えば営利の人、営利を目的とした業者があそこを借りた場合に、これでは、市長の許可ということではあっても、それを不許可にするような条件はこの中には出てきておらんわけです。一般営利企業の方が。

それで、これは規則で定めることが、別に市長が定めることは書いてありますけれども、 そこの、じゃ、あなたは使用できませんよというその線引きというのですか、それはどう いうことでされていくのか。こういう条例をつくるときには、だれが来ても営業をしてい いようなことを私はとると思いますが、その解釈はいかがですか。

〇議長(手嶋源五君) 商工観光課長。

○商工観光課長(鶴田 浩君) 第5条で利用の不許可という条文がございまして、もちろん公の秩序を乱すとか、善良な風俗を害するというのが第1項目にあるわけですけれども、先ほどおっしゃいましたのは、全然原鶴とは違うような営利の企業がそこで販売とかするというようなことだろうというふうに思いますけれども、この事業の目的そのものが原鶴地域の活性化というふうに考えておりますので、許可するに当たっては、そういう目的に合致しているかどうかということを審査していく必要があろうかと思っております。

具体的にどう審査するかということになりますと、例えば、地元の原鶴の旅館組合とか、 みらい原鶴とかありますけれども、そのあたりがどう思われるかというようなことも勘案 しながら、その許可の案件を審査していくというようなことになろうと思っております。

〇議長(手嶋源五君) 15番田中哲也議員。

○15番(田中哲也君) 条例は公布するから、これはだれが見ても、この条例どおりいけば、何でここで今、課長が説明します5条の「その他市長が利用不適当と認める」というのは、どういうことになるかというのはやっぱり私はわからんと思うのです。そして、そ

ういう方には駐車料なり利用料を取ってしていく。そういうことをしなければいけないのではないですか。

それと、さっき言いました甘木公園は取っておる条例がある、ここは無料ということになっておる、その矛盾はどういうことでされるのですか。再度お願いします。

- 〇議長(手嶋源五君) 農林商工部長。
- **○農林商工部長(牟田芳高君)** そもそもこの原鶴水辺広場を設置をするというのは、原 鶴地域振興の立場だということは当然のことでございますけれども、整備をする段階から 原鶴地域の方、旅館組合並びにみらい原鶴の参画を願いまして、この広場の活用を想定し たレイアウトといいますか、そういうことも協議をしてまいっております。

そういうことから、言いたいのは、この広場というのは、原鶴地域の方が活用していただくというのを主目的にいたしております。そういうことで、その活用、要は営業活動といいますか、全体で潤う営業活動をしていただく、そういう活用であれば基本無料ですよというのが、この条例の前提としておるところでございます。

それに合致しない、何か販売を広くやりたいから使わせてくださいという場合については、有料ということで許可をするのではなくて、この広場の目的に合致していないと、そういうことからお断りをするという内容にしておるとこでございます。

〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第30号議案朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

10分間休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時31分再開

○議長(手嶋源五君) 再開いたします。

それでは、30号議案について1番鹿毛哲也議員。

○1番(**鹿毛哲也君**) 条例案を見てみますと、13条のところでございますが、「命令に従わないときに公表する」というふうな文言になっておりますけれども、なかなかこれだけでは効果が得られないのではなかろうかというふうに考えておりますし、実際の現場を見てみますと、現状どうしようもならないケースが多く、結局地元などでどうかしないといけないというふうなケースが考えられますので、私は、市民や自治組織が市と連携して対応をすることがあるということを制度上明記して宣言しておいたほうがよいと考えておりますが、いかがでしょうか。

〇議長(手嶋源五君) 都市建設部長。

〇都市建設部長(高良 寛君) その問題につきましては、多くの自治体の焦眉の課題になりつつあるという状況でございまして、けさの新聞でも糸島市も同じような対応を考えていると、そういった報道がされておりましたが、県下では、この条例が発足をすれば宗像市に続いて糸島市、朝倉市というようなことになるようでございます。

内容につきましては、同様の公表までというふうなことでございます。

いろいろ調査をしておりますが、同じ時期、ことしの3月、山口県の萩市でも同じような動きがございますが、ここは条例の中にいわゆる代執行まで入れております、調査をしておりますけれども、ここは、事情としましては、同じような事情がございます。しかし、条件で違いますのは、特定行政庁の資格を取得をしたということでありまして、それは建築主事の資格が必要になります。

これは、取得をして特定行政庁の許可を受理すれば、これは建築基準法上の対応ができるということになります。これは建築基準法の中、条項は何条かど忘れしましたけれども (発言する者あり) 建築基準法の10条の中に、いわゆる管理義務というのが課せられておりまして、それに同様の除却命令までできるというふうに建築基準法上の要件を満たします。

そこが、その取得をしたので、今回条例の中に代執行まで入れたということを聞いております。

残念ながら本市の場合はその資格を取得をしておりませんで、今回法律的な背景を持ち得ないという条項でございまして、このような形での条例で、これまでは条例がなかったために口頭による協力を依頼するという形で対応をしていきましたけれども、今回条例ができましたら、この民意によって取得なり助言なり指導ができるというふうな対応になりますので、この段階で対応をしたいというふうに考えております。

あわせまして、今年度4月1日で施行を予定をしておりますが、まずは市内にどれぐらいの物件があるのかということを把握をしなきゃならないし、あわせまして、それがどういう状態なのかいろいろあると思います。

これと並行しまして、いわゆる誘導策を考えるべきというふうな考え方を持っております。その内容につきましても1年間かけて十分検討をいたしまして、御指摘のような地域ぐるみで、この民意が届くような、そういった形の働きかけや、あるいは地域が協力する、いわゆる手を組むことによってこの物件が処理につながるというような工夫を考えたいというふうなこともあわせまして考えているところでございます。以上です。

〇議長(手嶋源五君) 1番鹿毛哲也議員。

○1番(鹿毛哲也君) 代執行までいくとその手続等々煩雑でなかなか難しいというふうに考えられますので、先ほども部長のほうからも言われましたように、地域などのかかわりの部分をつくっていくならば、なおさらそのようなのを条例として文言を入れておいて

いただきたいというふうに考えております。

これは回答は要りませんが、ぜひ委員会のほうでしっかり審議していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(手嶋源五君) よろしいですね。

ほかに。15番田中哲也議員。

O15番(田中哲也君) 今のに関連しますが、12条で「必要な処置を講ずるよう命ずることができる」という文言があります。この必要な処置を講ずるというのはどういうことを想定されてこれがあるのか。

例えば、部長の説明では、特定行政庁であればできるというようなありますが、ここに何らかの、例えば上の11条には勧告があります。勧告3回以上したら、罰金制度なのかどうかわかりませんけど、そういう一つの方法を、こういう条例ができたことについては非常にいいと思いますけれど、やっぱりこれを守ってもらうことが非常に大事だから、守らせることも大事と思います。

そういう意味で、この意味がどういうことを想定されてあるのかをお尋ねしたいと思います。

〇議長(手嶋源五君) 都市建設部長。

〇都市建設部長(高良 寛君) 必要な措置を講ずるという中身については、解体及び除 却を想定をしております。この前提としては、老朽化して危険な状態にある建物を想定を しておりますので、これをいわゆるリニューアルするとか、そういったレベルではないと いうふうにこの条例ではうたっておりますので、そういった形で考えておるところでございます。

それから、方法ですけれども、文書による命令を考えております。以上です。

〇議長(手嶋源五君) 15番田中哲也議員。

○15番(田中哲也君) それで、萩市の話が出ましたが、実は、これを、今までの空き家、あちこちいろんな問題が出てきておることは十分知っておりますが、財政的な問題も当事者はあるかと思いますけれども、これをこのままほったらかすというのですか、そのままの状態で置いておくことは非常に安全面とか火災の面とか、いろんな問題があろうと思いますが、罰金制度までいいのかどうか。

これは特定行政庁ならできるような建築主事、こういうのがあろうと思いますが、何かそういうことまでぐらいできれば踏み込んでしてもらいたい。

というのは、特定行政庁がないとこはこのままずっと、本人が何もせんばそのままですよ、勧告してもそのままですよ、命令してもそのままですよということには、どうか、せっかくならこのぐらいできたら、採取までちょっとおかしいけれど、物納のが今どういうことかはっきり私も存じませんけれども、できれば物納までぐらいしてもらいたいような感じは、それくらい条例をつくっていく中ではしていく必要があらせんかなと思いますが、

見解をお尋ねします。

- 〇議長(手嶋源五君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(高良 寛君)** 効力あるというか、うたい込むとすれば、効力あるものでないと意味がないということで、こういった内容にとどめておりますけれども、問題は、各家、それから、いわゆる所有者のいろんな要件、どこにおられるかも含めてですけれども、いろんな要件が1件1件要素が違うと思いますから、一概に罰金を科せるとかいうことで、これもいわゆる法的には根拠を持たないものでございますので。

要は、今危険な状態をいかにして回避するかということが主要な目的でございまして、原則個人の所有物でございますので、個人が適正に管理をしていただくと、そこを迫っていくということでこの条例を考えております。

いわゆる処理に届かない、いわゆる処理に結びつかない要件もいろいろ条件が異なると 思いますから、そこらあたりでいろんな調査を行った後に、これと並行しまして、その誘 導策、地域とのかかわりでどうなるのか、あるいは市にあげるよと、無償であげますと言 われても、それを市がどう使っていくのかということがない限り売られないわけです、結 局。そういったものがありますから、工夫していきたいと思っております。

- ○議長(手嶋源五君) ほかに。14番平田悌子議員。
- **〇14番(平田悌子君)** 2点質問いたします。

1件は、ずっと読んでいましたら所有者の件が書いてございますが、所有者が見つからない老朽危険家屋の場合はどうするのか。2点目は14条の件ですが、関係機関、警察に必要な措置を要請するとありますが、どういうことを想定してあるのでしょうか。以上、2点です。

- 〇議長(手嶋源五君) 都市建設部長。
- **〇都市建設部長(高良 寛君)** 非常に困った内容です。それは個人情報の関係もありますから、まず、所有者にたどり着くというのが第一の条件でございまして、そこにたどり着かない限り、いかに条例があっても、あるいは倒壊してしまえば、いわゆる道路にかかる、交通安全上それを排除すると、除却するという行為は管理監督上行政の立場からできますけれども、建っている状態でそれに直接手を加えるというのはなかなか難しい状況でございます。

ですから、まず所有者を特定するというところから、この条例に基づいて地域の皆さんの協力も得ながらまずはそこから着手するということになると思います。

それから、当然いろんな問題が想定されます。ですから、先ほど言いました特定行政庁であります、近くにあれば県です。県の事務所にあります建築指導課、そことの連携、当然出てくると思います。それから、物件によりましては、内容によりましては警察等との連携、これも出てくる可能性があるということを想定をしております。

○議長(手嶋源五君) ほかに。18番実藤輝夫議員。

O18番(実藤輝夫君) 議案につきましては、私どもの委員会で審議いたしますが、その市長、副市長が出席されないのが原則になっておりますので、基本的な考え方だけをただしておきたいと思います。

先ほどから論議があっております代執行の関係です。これ、私も五、六年になりますか、 甘木町のある場所で6月に御相談を受けて、そして8月に台風が来ると予想されまして、 そして、その屋外に機具があったり、いろんな物がありまして、そこが非常に頻繁に市民 が通る場所でした。

それで、緊急かつ重要な場所だったので、幸いにして町の当時の区会長会のお知恵をいただきまして、市と協議の上一定の解決を見ることができました。しかし、それは幸いのケースであって、これからは甘木町を含めて、朝倉市全体の中にも、一般質問に出ていますようにいろいろなところでいろいろなものが出てくる。

事前に、今、先ほど部長が説明するような形で解決できる可能性があるものはいいのだけども、緊急かつというようななってきますと、これはどうしようも、放置して、所有者探して、みんなで話し合いましてなんていうことにはならないのです。だから、一定のこの条例案が今回出てきました。これはこれとして、私は現在までの経過だろうと。

しかし、今後、市長として、これは代執行も含めて、緊急事態に備えていく体制をつくっておかないと、いついかなる場合に問題が生じて対処ができなくなるということが想定される。

それで、今後、市長として、代執行も含めてこういうものが、代執行の場合は例外的な措置でありますけども、しかし、伝家の宝刀でそれができるというふうに規定がなければ使えないわけですから、そういうことを考えておるかどうか、これについてただしたいと思います。

〇議長(手嶋源五君) 市長。

○市長(森田俊介君) 今質問がございました。代執行の話は後でさせていただきますが、全体として、今言われますように、放置しておったら市民に危険を及ぼすとか、そういったものがあれば、やはり私どもの市の責任として市民の安全をきちっと守るというのも行政の一つの大きな役割でありますから、その状況判断の中で、やるべきものはやらなきゃならんだろうというふうに思っています。

もう一つ、代執行の話は、これは非常に難しい問題なのです。結局代執行をやるといっても、これは税金でやるわけです。当然相手方に請求をするわけなのですけども、何度もしていますけど、正直言ってほったらかしの人はなかなか払わんです。あるいはないかもしれない、それだけの資産、金がないかもしれん。

いう中でやるわけですから、これは相当慎重に、最低限の代執行に対する市民の理解、あるいは地の理解というものがないと、なかなかおいそれとそれに代執行をやるという形にはなかなかならないだろうというふうに思います。ただ、代執行というものを丸々否定

するということではございません。

ただ、私も実は、県会議員時代に一度県の代執行を経験しておりまして、これは非常に 悪質なケースでした。ある山に掘削して廃棄物を入れている、そこがまさしく下に3戸民 家があるのです。

雨でその土砂がどんどん流れていくということで、これはどうしてもやらないかん、代 執行をやりましたが、案の定請求しても一銭も払わないという経験もございますので、慎 重にやらなきゃいかんけども、そのこと自体を否定するというつもりはございませんし、 そのことも十分議員の皆さん方と今後議論をする中で、どうすべきかという方向は見つけ させていただきたいなというふうに思っています。

〇議長(手嶋源五君) 18番実藤輝夫議員。

O18番(実藤輝夫君) 今、市長が心配された代執行における問題点は、ここでもお話が出ていましたけど、そのとおりだと思うのです。

ただ、市民にとって非常に危険性が高い、緊急度が強いときにやった、しかし、それを何ら解決しないということにはならない。また、代執行したからといってかわりのお金が来るとも限らない。

しかし、それでもなおかつ金銭的なものよりも市民の生活、あるいは生命の安全ということが優先すべきであるというときには、たとえそれが帰ってこなくても、やるべきときはやらなければならないと、基本的にこういう考え方は当然あるわけです。

そのときに、この規定がなければ、考え方があっても、代執行をする、なければ、そのまま放置するしかないというような状態が起こり得る、損得の問題もありますし、請求ができても、ないそでは振れないというような形で取れないかもしれないけども、これは、そういうケースであれば議会も市民も十分に納得すると。

伝家の宝刀といいますか、そこまで言う言葉かどうかわかりませんが、市長、これからはそういう検討を、他市にそういう経過のがあるはずですから、どういう規定で、そしてまた、どのようにやっているかということを市長のほうから担当の職員のほうに指示があれば、今後、近々のうちでも出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願いしておきます。

〇議長(手嶋源五君) 答弁よろしいですか。 市長。

〇市長(森田俊介君) 非常に重要な問題でありますので、十分執行部のほうとしても検 討をさせていきたいというふうに思っています。

〇議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第31号議案朝倉市過疎地域自立促進計画杷木地域の変更についてを議題といたし

ます。

質疑はありませんか。9番田中保光議員。

〇9番(田中保光君) 今回また杷木地域の自立促進計画が変更されておるところでございますが、この変更の内容は、光を設置をしていくということでございまして、これは当然必要なことであるというのは当然認識をいたしておるところでございます。

その中を見ますと、実は昨年の9月にも変更があっておるわけです。あるいは、この中 を見ますと、この光の必要性は当然中身はうたってあるわけです。

ということであるならば、本来であるなら、当初から私は入っておっていいのではないか、しかも、去年の9月にもこの変更計画がなされておる。何か突発的に出てきたのか、まいたびこれ以外のものが出てくるというのも、私は、この計画は何なのかと言いたくなるわけです。

だから、その辺が、何でこうなるのか、必要性は大事なのですけど、基本的には、これをつくったときを、審査したというこれを上げておけば事業できますと、いつでもいいですという話が僕はあったと思います。

しかし、これはその都度その都度出てきて、肝心なものは出てきよるということでございますので、円滑にいくためにも本来計画性のあるこの計画書にならないかんとやないかなと思いますが、そこの考え方を。

〇議長(手嶋源五君) 市長。

〇市長(森田俊介君) 私のほうからお答えさせていただきます。

光については、私は当初からこの地域、御存じのように、局が甘木、秋月、高木、朝倉、杷木、5局がありますが、そのうちに光が入っているのが1局、甘木局だけだということと、ほかのは全部メタルだということで、その必要性、ぜひ入れたいなという思いがございました。

ただ、現実問題として、光を入れた場合いろんな方法があります。公設民営、民設民営、 そういったものをどっちが有利かということの検討もしなきゃいけない、じゃ、朝倉市、 今回御呈示させていただいたのは民設民営という形で導入しようとしているわけですけれ ども、それがじゃ、いわゆる事業者が民設民営で受けてくれるのかという問題もあります。

そういったことの検討をずっとやっておった関係で今回なったと、いざやろうという段階で変更に出させていただいたということでございますので、確かにもっと早く、9月に出せばよかったなという思いもありますけども、そういう内部での検討段階があったということで今回なったということで御了承いただきたいなというふうに思います。

○議長(手嶋源五君) よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。 次に、第33号議案交通事故による損害賠償についてを議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。 次に、第34号議案訴訟事件の和解についてを議題といたします。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。 ここで、第26号議案の答弁留保分について、執行部から答弁をしたいとの申し入れがあっておりますので、これを許可します。住宅係長。

○住宅係長(鶴田武雄君) 先ほどの平田議員の御質問の件についてお答えいたします。 市営住宅は、市営住宅の入居要件は同居者がいることが条件ですが、老人、障害者等については単身で入居できる要件を例示しています。その基準を列記しているものです。これは、国の公営住宅法施行令が老人障害者等について規定されていたものが今回削除されたため、市営住宅条例で老人等の定義を規定したものでございます。

それから、家族の中に障害者がおられても入居できるかということですが、入居はできます。優遇措置として、2回以上続けられて申し込みをされた場合、抽選を2回できるという制度を設けております。以上です。

- ○議長(手嶋源五君) 平田悌子議員、よろしいでしょうか。14番平田悌子議員。
- **○14番(平田悌子君)** 理由の中に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革とございます。文言をただ読んでいると、やっぱり何か規制するための部分を感じましたので質問いたしました。道を広げるという意味で、運用に当たっては十分私は気をつけていただきたいので深めたわけですが、今、朝倉市の実態としては、やっぱりちょっと人権意識として今までずっと見てきましてありましたので、この改正に当たっても危惧をしたわけでございます。以上です。
- ○議長(手嶋源五君) よろしいですか。
- 〇14番(平田悌子君) はい。
- ○議長(手嶋源五君) なければ、これにて答弁留保分を終わります。以上をもって議案 等の質疑を終了いたします。

次に、議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第13号議案については会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。 午後3時58分散会